

リース会計の論理と現行基準の改定動向

加藤 久明 (関西大学大学院准教授)

I. はじめに

リースは、レシー（借り手）がレサー（貸し手）の所有する物件を所定の期間にわたって借り受け、その対価として定期的にリース料を支払う契約である。したがって、契約の仕組みとしては、リースと賃貸借は同じものであるが、リースの会計処理は、その根拠をどこに求めるのかによって異なりうる。アメリカ基準（FASB [1976] : SFAS13）、国際基準（IASB [2003] : IAS17）、日本基準（リース意見書 [1993]、リース実務指針 [1994]）をはじめとする現在のリース会計基準（以下、「現行基準」という）は、法的形式よりも経済的実質を優先してリースの会計処理を行うように規定しているが、それも1つの可能性であって、それしか考えられないわけではない。リースの会計的表現として現行基準よりも相応しいものがあれば、積極的にその適用可能性を検討することが必要であろう。

では、リースの会計的表現として、どのようなものがありうるのだろうか。もとより、ありうるものすべてを示すことは困難であるから、この疑問に対して的確に答えることはできないのであるが、少なくとも確実にいえることは、①伝統的にリースはその法的形式に基づいて会計処理されてきたこと、②現行基準ではリースの経済的実質に基づいて会計処理することを規定していること、③国際会計基準審議会（IASB）は概念フレームワークに基づいてIAS17の改定作業を進めていることである。

つまり、リースの会計処理は、「①→②→③」という方向に展開されてきているのである。

そこで、本稿では、リース会計の根拠を、①法的形式によるリース会計（伝統的なアプローチ）、②経済的実質によるリース会計（現行基準のアプローチ）、③概念フレームワークによるリース会計（G4+1のアプローチ）に分けて、会計処理の在り方がどのように異なるのかを考察していくことにする。その上で、最先端と目される③の視点からみて、現行基準にどのような問題があるのかを明らかにすると共に、日本基準の課題について若干の言及を行うことにしたい。

II. 法的形式によるリース会計

リースを民法上の典型契約に当てはめると、特に物件の使用許諾とその対価の定期的な支払いという点から、「賃貸借」（民法第601条）に分類され、有償・双務・諾成契約とされる。その法的形式にリース会計の根拠を求めるならば、すべてのリースは賃貸借処理される。すなわち、レシーは、リース料を支払った時点（以下、「料金支払時点」という）で「借」費用の発生／貸）現金の流出」という仕訳を行うから、資産と負債の増加が認識されることはない（経過勘定項目を除く）。いわゆるオフバランス化である。では、どうして賃貸借の法的形式が賃貸借処理と整合するのであろうか。

まず、資産の認識について、レシーは、物件の受渡が完了してリース期間が始まった時点

(以下、「物件受渡時点」という)で物件を使用できるようになるから、借方を有形固定資産の取得とする仕訳をしたいところであるが、その所有権を有しているわけではない。所有権はレッサーに帰属していることを基本とするから、その法的形式に従えば、レッシーは、リースにより借り受けた物件を自らの資産として認識することはできない。

次に、負債の認識について、レッシーは、物件受渡時点でリース期間にわたってリース料を支払う義務を負うから(民法第 601 条)、貸方を金銭債務の発生とする仕訳をしたいところであるが、リース料総額が物件受渡時点において確定債務となっているわけではない。なぜなら、リースは継続的契約であるから、当事者双方が将来の義務の履行を残した未履行契約であり、しかも、リースは双務契約であるから、当事者双方の義務は、互いに牽連関係にあつて対価的な意味をもつと認められ、同時履行の関係にあるとされるからである。

すなわち、レッサーは、レッシーに対して、リース期間にわたって物件を平穩に使用・収益させる義務を負う(民法第 601 条)。その一例として、物件の保守修繕義務がある(民法第 606 条)。そのため、レッサーが保守修繕義務の履行を怠るとき、レッシーは、履行の強制、損害賠償の請求、または契約の解除をすることができる。また、レッサーの保守修繕義務の不履行が続く間、レッシーはリース料の支払いを拒絶することができる。日本の判例は、この拒絶権の性質を「同時履行の抗弁権」と解している¹⁾。このように、賃貸借の法理によれば、レッシーの義務は、レッサーの義務履行(反対給付)を受けて確定する。つまり、レッサーが義務の履行をなした時点で、その履行に相応する

分だけ、レッシーの義務は債務として確定するのである。

そうすると、リース料総額の債務性が物件受渡時点で確定しているとするためには、リース料総額はリース期間にわたるものであるから、それと同じ期間にわたるレッサーの保守修繕義務が、物件受渡時点ですべて履行されていなければならない。もし、レッサーがそれを成し遂げたとすれば、レッシーはレッサーの履行請求に対して抗弁権を有さず、リース料総額はレッシーの確定債務となるであろう。しかし、保守修繕義務は、リースが終了するまで継続するはずのものであるから、レッサーが物件受渡時点という一時のタイミングでそれをすべて成し遂げることは不可能である。そうすると、リース料総額も債務として確定しないから、レッシーはそれを負債として認識することはできない。

ただ、リースの場合、通常の賃貸借とは異なり、レッサーは保守修繕義務を特約により回避している。賃貸借においてその特約を付すことも、法的には有効である。そのため、物件受渡時点において、レッサーはレッシーに対する義務を残しておらず、したがって、リース料総額もレッシーの確定債務となるように思われるが、そうではない。レッサーの義務は、物件の保守修繕にとどまるものではないからである。物件の使用について第三者の侵害を排除し、レッシーに平穩な占有・使用権能を付与する義務がある。また、リースの全体的なスキームから見れば、レッサーとサプライヤーの売買契約が分割払いの場合、サプライヤーに物件の購入代金を完済する義務、すなわち、レッシーに代わって信用を供与し続ける義務は軽視しうるものではない。その義務を怠ったとしたら、サプライヤーはレッシーが現に使用している物件を差し押

さえる可能性があるからである。そうすると、レッサーは、レシーに対して物件を平穩に使用・収益させる義務を全うできないことになる。そのほか、レッサーは、物件の所有者として、固定資産税や保険料等を支払う義務を残している。これらは、リースが終了するまで継続するものであるから、保守修繕義務の回避特約があることだけを理由として、レッサーが物件受渡時点ですべての義務を履行しているとみなし、リース料総額がレシーの確定債務であるとするには無理がある。

このように、賃貸借の法的形式に従って考えると、物件受渡時点において資産・負債の認識は成立しない。そのため、レシーは料金支払時点まで認識を延期する。その時点では、物件使用の対価としてリース料を支払ったという事実を記帳することになるが、そのリース料は、レッサーが履行した当期分の義務に対して支払われたものであり、その支払いによって当期分の権利義務関係が当期中に解消することになるから、借方を費用の発生とする賃貸借処理の仕訳が行われるのである。

Ⅲ. 経済的実質によるリース会計

リース会計の根拠を法的形式ではなく経済的実質に求めるとすれば、法的形式に捉われずに経済的実質を観察する作業が必要となるから、「リース＝賃貸借」という即断的な理解で会計処理が行われることはない。例えば、リース期間と物件の耐用年数が同じで、物件の残存価額は共にゼロ、リース料総額が物件の購入価額と概ね等しく、その支払いを免れ得ない場合、そのリースの法的形式は「賃貸借」であっても、経済的実質は分割払いの「売買」、すなわち割賦購入と同じであるといえる。そうすると、こ

のリースの会計処理は、法的形式に従えば賃貸借処理となるが、経済的実質に従えば売買処理となる。経済的実質によるリース会計は、後者によることを要請するものである。その規範理論を実質優先思考という。

もちろん、賃貸借と売買の法的形式は異なる。売買の場合、売主は目的物引渡義務と所有権移転義務を負い、買主は代金支払義務を負う。通常、売主は、物件を引き渡すと同時に所有権を移転させるから、買主に物件を引き渡せば、すべての義務を履行したことになるといつてよい。したがって、それをもって買主の代金支払義務は債務として確定する。また、所有権を取得した買主は、その物件を使用することとどまらず、それを処分することもできる。

一方、賃貸借の場合、貸主は目的物引渡義務と使用・収益させる義務を負い、借主は賃料支払義務を負う。目的物引渡義務は一時のタイミングで履行しうるが、使用・収益させる義務は契約期間にわたって継続するものであるから、借主に物件を引き渡しても、貸主はすべての義務を履行したことにならず、借主の賃料支払義務は債務として確定しない。また、物件の所有者は貸主であるから、借主はその使用権を取得することとどまり、自らの権限で物件を処分することはできない。

しかし、経済的実質を観察してみると、使用権者が物件を使用するのと、所有者が物件を使用するのとでは、その使用から得られるキャッシュ・インフローに重要な相違はない。さらに、そのリースが解約不能であれば、レッサーによる将来の義務履行（反対給付）を待たずとも、リース料総額は未払金や借入金と同程度の拘束力をもって支払うことを要するものであり、しかも、その金額が、物件を購入するとしたら

必要になるであろう支出総額と概ね等しいならば、当該リースにより生じるキャッシュ・アウトフローは、売買のそれと大きく異なるものではない。

このように、リースと売買の経済性が実質的に同じであるとき、「貸した」「借りた」という法的形式とは別に、「売ったも同然」「買ったも同然」という経済的実質が成立するから、後者に従うとすれば、そのリースは賃貸借としてではなく、売買として処理することが求められる。すなわち、レシーは、物件を購入したと仮定するから、物件受渡時点でそれを資産（有形固定資産）として認識する。また、物件取得の対価として支払うのはリース料総額であり、それは物件受渡時点で未払いの状態にあるから、レシーはその支払義務を負債（金銭債務）として認識する。つまり、レシーは、物件受渡時点で「借）資産の増加／貸）負債の増加」という仕訳を行うから、資産と負債の増加が認識されるわけである。いわゆるオンバランス化である。

こうして物件受渡時点で資産・負債が認識さ

れると、その後の理解も賃貸借処理の場合とは異なってくる。まず、料金支払時点でのリース料は、物件使用の対価（費用）としてではなく、金銭債務（負債）の返済としての意味をもつことになる。そのため、リース料の支払いは、「借）費用の発生／貸）現金の流出」ではなく、「借）負債の返済、利息の発生／貸）現金の流出」という仕訳をもって表現される。また、物件受渡時点で物件（有形固定資産）を購入したと仮定して処理しているから、決算時点ではその償却手続を行うことになる。

このように、経済的実質によるリース会計は、「リースと売買の類似性」に基づいてリースの会計処理を行うとするものである。購入代金をリース料という形で定期的に分割払いしていると考えれば、「リースと割賦購入の類似性」と表現する方がより正確であるが、いずれにせよ、その論理でリースの会計処理を行うのであれば、当然のことながら、そのアナロジーの成立要件を明確にしなければならない。日本基準では、リースが売買相当である状況として、**図表 1** の 2 つの要件を挙げている²⁾。

図表1 日本基準におけるリース・オンバランス化の要件

ノン キャン セラブル 要件	原則的に解約不能	レッシーによる中途解約が認められない。
	実質的に解約不能	レッシーによる中途解約は認められるが、その中途解約に伴って残リース料相当額の支払いが予定されている。
フル ペイ アウト 要件	所有権移転規準	リースが終了するまでに物件の所有権がレッシーに移転する。
	割安購入選択権規準	物件を著しく有利な価額で買い取る権利がレッシーに与えられており、その権利行使が確実である。
	特別仕様規準	物件がレッシーの特別仕様になっており、第三者の使用が困難である。
	現在価値規準	リース料総額の現在価値がレッシーによる物件の見積現金購入価額の90%以上である。
	耐用年数規準	リース期間が物件の耐用年数の75%以上である。

ノンキャンセラブル要件のいずれか1つ以上を満たし、かつ、フルペイアウト要件のいずれか1つ以上を満たすリースは、法的形式は賃貸借であるとしても、経済的実質は売買に近い³⁾。そのため、経済的実質に基づいてリースの会計処理を行うとすれば、この2つの要件を同時に満たすリース（ファイナンス・リース取引：以下、「FL」という）は、売買相当の処理をしなければならない。一方、2つの要件を同時に満たさないリース（オペレーティング・リース取引：以下、「OL」という）は、その経済的実質と法的形式が一致しているとみなして、賃貸借相当の処理をすればよい。この考え方は、物件の所有に伴うリスクと便益が「全部移転」する

場合に、移転元は資産の消滅を認識し、移転先は資産の取得を認識する（逆に、「一部移転」の場合には、移転元は資産の認識を継続し、移転先は資産の取得を認識しない）ものであることから、金融商品会計の論理でいえば、いわゆるリスク・経済価値アプローチの適用であると目されている。

IV. 概念フレームワークによるリース会計

(1) 資産負債アプローチの適用－G 4 + 1のスペシャル・レポートを中心に－

G 4 + 1のスペシャル・レポート（W. McGregor, ed. [1996]：以下、「SR」という）は、リース会計の根拠をいわゆる概念フレーム

ワークとの整合性に求め、資産負債アプローチに立脚した論理を展開している⁴⁾。SR の論理を若干補足しながら要約すれば、以下のようになる⁵⁾。

まず、資産・負債の定義について、IASC（現在は IASB）の概念フレームワークは次のように述べている⁶⁾。

- a) 資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源である。
- b) 負債とは、過去の事象から発生した特定の企業の現在の義務であり、これを履行するためには、経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものである。

資産の定義における重要な特徴は、特定の企業による経済的便益の「支配」(control) である。それは一般に、所有権という法的強制力に裏付けられるが、契約その他の方法で支配することも可能であるから、所有権の存在は不可欠の要件ではない。これをレシーに適用すれば、物件の使用がもたらす経済的便益は使用権に化体しているから、その使用権を取得すれば経済的便益を支配していることになる。しかも、リースが解約不能であれば、その効果がリース期間にわたって及ぶことは確実である。よって、リース期間に係る使用権が資産の定義を満たす。

また、負債の定義における重要な特徴は、経済的便益の流出を伴う「現在の義務」(present obligation) である。その義務は、法的拘束力のある契約 (legally binding contract) から生じるものであり、法的強制力のある義務だけでなく、衡平的義務や推定的義務 (equitable or constructive obligation) を含む⁷⁾。これをレシーに適用すれば、リースは法的拘束力のあ

る契約であり、また、リースは諾成契約であるから、契約締結時点で法的効力が発生し、物件受渡時点でその義務は現在化する。しかも、リースが解約不能であれば、リース期間にわたってレシーがその義務を履行し、経済的便益を流出しなければならないことは確実に予定される。よって、リース期間に係るリース料支払義務が負債の定義を満たす。

次に、資産・負債の認識規準について、IASC（現在は IASB）の概念フレームワークは、次の2つを掲げている⁸⁾。

- ①当該項目に関する経済的便益が企業に流入するか、または流出する可能性が高い。
- ②当該項目が原価または価値を有しており、信頼性をもって測定することができる。

レシーは、リース期間にわたって物件を使用して経済的便益を得ることができ、かつ、レシーにリース料を支払わなければならないので、①を満たしている。また、リース料は使用権の取得の対価であると想定され、リース料として支払うべき金額は契約上明記されているから、リース資産・負債の金額は信頼性をもって測定可能であり、②を満たしている。

以上のように、SR は、割賦購入との類似性によってではなく、概念フレームワークとの整合性に基づいて認識すべき資産・負債が実在していることを説明し、リースをオンバランス化する論拠としている。現行基準との違いでいえば、SR は、フルペイアウト要件を撤廃し、ノンキャンセラブル要件に一本化する提案を行ったことになる。すなわち、現行基準（経済的実質によるリース会計）は、「物件の売買」（権利に還元していえば、「所有権の売買」と考えるから、ノンキャンセラブル要件とフルペイアウト要件の同時充足を不可欠とするものであった。

それと対比的に表現すれば、SR（概念フレームワークによるリース会計）は、「使用权の売買」と考えるから、ノンキャンセラブル要件の充足を必要とし、フルペイアウト要件の充足を不要とするものである。

したがって、SR の考え方によれば、FL と解約不能 OL は、金額の多寡はあるとしても、リース期間に係る権利・義務が確定的であることに変わりはないから、ともにオンバランス化すべきことになる。つまり、リースも賃貸借も区別なく、その契約が解約不能であれば、すべてオンバランス化の対象となるわけである。そうすると、専断的量的規準（耐用年数規準の75%、現在価値規準の90%）で FL と OL に分類することなく、すべてのリースに対する処理が統一的で簡潔なものとなる。すなわち、1年超の解約不能なリースは、すべてオンバランス化すべきであると結論づけられるのである⁹⁾。

具体的な会計処理について、SR では明らかにされていないが、物件受渡時点で「借）資産の増加／貸）負債の増加」、料金支払時点で「借）負債の返済、利息の発生／貸）現金の流出」と仕訳して、決算時点で資産の償却を行うことになるだろう。現行基準との違いは、資産の認識を物件（有形固定資産）の取得とするか、その使用权（無形固定資産）の取得とするかであるが、負債の認識については基本的に異なるところはない。しかし、オンバランス化の対象は、フルペイアウト要件の充足が不要となるから、現行基準よりも大幅に拡大される。逆に、オンバランス化の金額は、フルペイアウト要件の充足が不要となる分だけ少なくなりうる¹⁰⁾。

（2）構成要素アプローチの適用－G 4 + 1 のポジション・ペーパーを中心に－

G 4 + 1 のポジション・ペーパー（H. Nailor & A. Lennard [2000]：以下、「PP」という）は、SR と同様に、リース会計の根拠を概念フレームワークとの整合性に求め、資産負債アプローチに立脚した論理を展開している。「使用权の売買」を基本とし、フルペイアウト要件の充足を不要とする点も同じである。基本的な会計処理も、SR と同様に理解することができる。しかし、PP は、SR が残した未解決の課題を検討し、細部の取扱いを規定するなど、実務的側面を強化することを目的としている。そのため、総論は同じでも、細部の考え方は異なっていたり、敷衍されていたりする。以下では、PP の考え方が最も顕著に示されている構成要素アプローチに焦点を絞って検討していく¹¹⁾。

①リース要素とオプション要素の分離

PP では、リースにおけるオプション要素（更新選択権や購入選択権）の認識に対して、金融商品会計における構成要素アプローチ（components approach）を適用することが示唆されている。構成要素アプローチは、資産を権利の「束」（bundle）として捉えることを基本とする。すなわち、資産を各種の分割可能な構成要素からなる権利の集合体と捉え、支配が他に移転した要素はその認識を中止（消滅を認識）し、保留している要素は認識を継続するものである。

PP によれば、更新選択権や購入選択権が重要な価値を有しており、かつ、信頼性をもって測定可能な場合、レシーは、その選択権をリース資産（使用权）から分離し、独立した別の資産として認識する¹²⁾。一方、レッサーは、

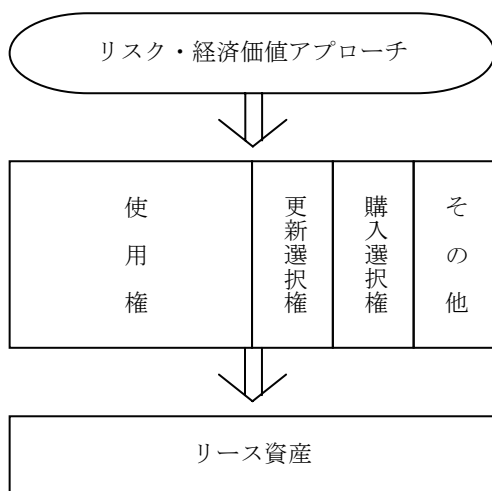
リース債権（リース料請求権）を金融資産、リース終了時の物件に対する権利（残価持分）を非金融資産として認識するが¹³⁾、それは物件の帳簿価額（所有権）をリース債権（譲渡した使用权）と残価持分（留保した処分権）に分けるものであるから、これも構成要素アプローチの表れである。このように、PP は、現行基準のようにリースを物件そのものの売買取引と捉えるのではなく、使用权とそれを取り巻く金融商品の譲渡取引と捉える点に特徴がある¹⁴⁾。

更新選択権と購入選択権について、現行基準では、その権利行使が合理的に現実視できる場合に、レシーは更新期間のリース料と購入選択権の行使価額をリース資産・負債に含めて認識する¹⁵⁾。これは、リスク・経済価値アプロ

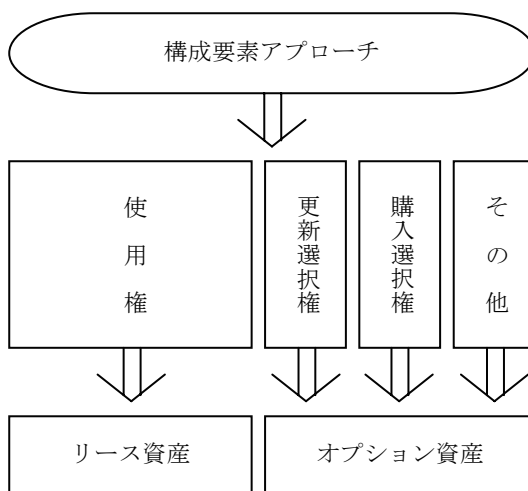
ーチに基づき、リスクと便益の「全部移転」を認識の前提とすることによるものである。これに対して、PP では、構成要素アプローチに基づき、「一部移転」の認識を可能とする考え方がとられている。そのため、PP では、原資産（使用权）からオプション資産（更新選択権、購入選択権）を分離して認識する。つまり、更新選択権や購入選択権について、現行基準では、権利行使の合理的確実性に基づいて認識し、リース資産として一括計上するが、PP では、そのような予測によるのではなく、重要性・信頼性・測定可能性に基づいて認識し、リース資産とは別建てで計上することが提案されているのである（図表 2 を参照）。

図表 2 使用权とオプション要素の認識

<現行基準>



< P P >



また、PP では、通常のサービス契約とそれに準じる契約（テイク・オア・ペイ契約など）はオフバランス化している¹⁶⁾。これは、PP が「リース」を履行契約、「サービス」を

未履行契約と捉えていることによるものである。そのため、例えば、リースがサービス要素を含む場合、リース要素はオンバランス化し、サービス要素はオフバランス化するというように、

両者を別々に処理する¹⁷⁾。その理由は、レッサーの義務のうち、物件の使用に係る部分（リース要素）は、その物件の受渡が完了すれば履行も完了するから、物件受渡時点でオンバランス化するが、役務の提供に係る部分（サービス要素）は、物件の受渡が完了した後も継続するものであり、期間の経過と共に履行が完了していくから、料金支払時点まで認識を延期してオフバランス化するということによる¹⁸⁾。リース要素はオン、サービス要素はオフというように、契約の内容（具体的には契約料）を構成要素に分解して認識・測定する考え方は、先述のオプション要素に対して構成要素アプローチが適用されていることと整合するものである。

このように、PPの構成要素アプローチによれば、契約は全体としてではなく、構成要素に分解して捉えられる。そのため、PPでは、リース全体の履行性・未履行性を問題にするのではなく、契約の内容（具体的には契約料）を構成要素に分解し、それがリース要素（履行状態）かサービス要素（未履行状態）かをもって、オン・オフの処理が区別される。この点、ノンキャンセラブル要件とフルペイアウト要件の充足をもって、オン・オフの処理を区別する現行基準とは異なる。

そうすると、リースをオフバランス化するためには、リース料がサービス要素のみで構成されていなければならない。しかし、物件の使用に係る部分をリース要素というならば、リース要素を含まずにサービス要素のみで構成されるリースはあり得ない。それと同じことが、通常の賃貸借についても等しく当てはまるはずである。よって、PPでは、リースを含む賃貸借一般がオンバランス化されることになるだろう¹⁹⁾。

②ペナルティのオプション化

資産負債アプローチを適用する場合、リース期間に係る使用権と支払義務が確定的であるか否かが問題となる。これに関して、SRでは、ノンキャンセラブル要件をもって判断することになっていた。それに対して、PPでは次の事例が用いられている。

毎期リース料\$5,000、契約期間3年（解約不能）で、その経過後に2年分の更新選択権があり、更新しない場合はペナルティ\$4,000を課されるとする。便宜上、現在価値計算を行わないとすれば、資産・負債は\$19,000（解約不能期間3年に係るリース料（\$5,000×3年）＋ペナルティ（\$4,000））となる。その償却及び返済は、3年間にわたってペナルティ部分まで行われる。3年後、契約を更新するとしたら、その時点で更新期間2年に係るリース料\$10,000（\$5,000×2年）を資産・負債として認識する。ただし、貸借対照表上、ペナルティ部分が未償却残高及び未返済残高として繰り越されているので、実際には差額\$6,000を追加的に認識すればよい。この事例ではペナルティが規定されているが、それが無い場合はペナルティをゼロと考えてオンバランス化するという²⁰⁾。

この事例では、当初の契約期間3年は解約不能とされており、SRはそれをリース・オンバランス化の前提としていたが、PPはそれが前提になることを明確にしておらず、オンバランス化の対象を解約不能なものに限定するのか、あるいは、解約の可否を問わずにオンバランス化するのかは、必ずしも判然としない。ただ、PPの事例がそのまま基準化されたとしたら、PPの意図はどうか、後者の結果がもたらされるように思われる。

もともと、PP の事例は、ノンキャンセラブル要件の議論ではなく、更新選択権 (renewal option) の認識を議論する文脈で用いられたものである。PP では、更新選択権の行使可能性は予測しないという立場をとるから²¹⁾、原初認識においては非更新のペナルティを資産・負債として認識し、実際に更新されたときに更新期間のリース料を資産・負債の認識に含める。また、非更新のペナルティをオプションと読み替えて、更新を選択しないことは解約を選択するのと同じ意味をもつことから、更新選択権と解約選択権 (cancellation option) を同じものと見る²²⁾。PP の事例は、それを具体的に示すために用いられたものである。

そうすると、PP では、非更新 (解約) に伴ってペナルティが発生する場合、その支払いをなすかどうか (支払って解約するか、支払わずに更新するか) は、任意のオプションであるとみなし、それを資産・負債として認識していることになるが、そうであるとすれば、ノンキャンセラブル要件の充足は、リース・オンバランス化にとって不可欠の前提ではなくなる可能性がある。具体的に、以下の2つの設例を検討してみよう。PP の事例と同様、現在価値計算は行わないものとし、また、フルペイアウト要件の充足は考慮しないものとする。

まず、每期リース料\$5,000、契約期間5年で、いつでも行使可能な解約選択権があるが、その権利を行使する場合は残リース料の支払いを課されるとする。この場合、現行基準では、「原則的に解約不能」な期間は存在しないが、ペナルティが残リース料に相当するため、「実質的に解約不能」な期間を5年として計算するから、資産・負債は\$25,000 (解約不能部分\$5,000×5年) となる。一方、PP では、ペナ

ルティをオプションとみなして認識するから、資産・負債は\$25,000 (解約不能部分\$5,000×0年+ペナルティ部分\$25,000) となる。そして、リースが終了するまで、每期\$5,000 ずつ資産・負債の消滅を認識する (資産と負債を相殺消去する) ことになるだろう。

次に、每期リース料\$5,000、契約期間5年で、いつでも行使可能な解約選択権があるが、その権利を行使する場合は\$4,000 の支払いを課されるとする。この場合、現行基準では、「原則的に解約不能」な期間は存在しないし、ペナルティも残リース料に相当しないため、「実質的に解約不能」な期間も存在しないことになる。よって、ノンキャンセラブル要件を満たさないから、資産・負債は認識されない。一方、PP では、ペナルティをオプションとみなして認識するから、資産・負債は\$4,000 (解約不能部分\$5,000×0年+ペナルティ部分\$4,000) となり、その認識はリースが終了するまで継続する。正確に言えば、決算毎に資産と負債を相殺消去して、新たに\$4,000 の資産・負債を認識することになるだろう。

この2つの設例から分かるように、PP では、「原則的に解約不能」でなくても、また、「実質的に解約不能」でなくても、ペナルティが約定されていれば、その金額の多寡を問わず、それがオプションとしてオンバランス化されることになる。つまり、ノンキャンセラブル要件を充足していなくても、ペナルティがあれば、それだけでオンバランス化が成立することになるのである。そうすると、これを先述のフルペイアウト要件の撤廃と合わせて考えれば、リースはもちろん、広く賃貸借一般がオンバランス化されることになるだろう。解約の可否や金額の多寡を問わず、何らかペナルティやオプション

があれば、それがオンバランス化されるからである。したがって、PP では、SR よりもオンバランス化の対象はさらに拡大され、オンバランス化の金額もさらに少なくなることが予想される。

V. 改定の方向性

リースの会計処理の在り方は、①法的形式によるリース会計（伝統的なアプローチ＝物件の賃貸借と考えて処理する）、②経済的実質によるリース会計（現行基準のアプローチ＝物件の売買と考えて処理する）、③概念フレームワー

クによるリース会計（G 4 + 1 のアプローチ＝使用权の売買と考えて処理する）、という方向に展開されてきている。②または③と考えることでリースはオンバランス化されるが、オンバランス化の対象は②より③の方が多く、逆に、オンバランス化の金額は②より③の方が少なくなると予想される。よって、改定の方向性を一言で表現すれば、「オンバランス化の対象は多く、オンバランス化の金額は少なく」であろう。この改定の方向性をまとめておくと、**図表 3** のようになる。

図表 3 リース・オンバランス化論の比較

代 表 例	経済的実質によるリース会計	概念フレームワークによるリース会計	
	現行基準	SR	PP
オンバランス化の論理	リースと割賦購入の類似性	概念フレームワークとの整合性	
資産認識の対象	物件そのもの	物件の使用权	
オンバランス化の要件 (○は必要、×は不要) (不要になりうる場合は△)	ノンキャンセラブル要件…○ フルペイアウト要件…○	ノンキャンセラブル要件…○ フルペイアウト要件…×	ノンキャンセラブル要件…△ フルペイアウト要件…×
リースの分類と会計処理 (○はオン、×はオフ) (オンになりうる場合は△)	FL……………○ OL (解約不能) …× OL (解約可能) …×	FL……………○ OL (解約不能) …○ OL (解約可能) …×	FL……………○ OL (解約不能) …○ OL (解約可能) …△
オンバランス化の対象	フルペイアウト要件が撤廃される……………現行基準 ≤ SR 加えて、ノンキャンセラブル要件が緩和される……………SR ≤ PP		
オンバランス化の金額	フルペイアウト要件が撤廃される……………現行基準 ≥ SR 加えて、ノンキャンセラブル要件が緩和される……………SR ≥ PP		

概念フレームワークによるリース会計は、現在のところ最先端の議論であると見られるが、その考え方自体は目新しいものではなく、40年以上も前に検討されたことがあるものである。

1962年、当時のアメリカの会計基準設定主体（APB）と並んで組織された会計研究調査部（ARD）は、当時のリース会計基準（ARB 38）の見直しにあたって ARS 4 を発表したが、

すでにその頃から、使用权の取得とその対価の支払義務に着目した論理を展開している²³⁾。しかし、当時はまだ概念フレームワークが完成しておらず、それが遠因となって ARS 4 は廃案とされてしまったが²⁴⁾、その考え方はその後も注目され続けている。実際、FASB メンバーの大多数は、SFAS13 が設定されてから 3 年後、1979 年 3 月 6 日のミーティングにおいて、SFAS13 を再検討するとすれば、使用权の取得を基礎としたアプローチを支持する旨を明らかにしたといわれている²⁵⁾。この考え方は、リースを「使用权の売買」として処理するものであるという点で、SR と矛盾するものではない。

だからといって、IAS17 の改定作業が 40 年前の ARS 4 に「回帰」するものかといえば、そうではない。その方向性は、むしろ「進化」と捉えるべきであろう。特に、PP では、構成要素アプローチを適用し、原資産である使用权とそれを取り巻くオプション資産を切り離した上で、リース会計はもっぱら使用权に力点を置き、オプション資産については金融商品会計の考え方を取り入れて、場合によっては、その会計領域に移管することも検討されている²⁶⁾。ここに、G 4 + 1 のアプローチの現代的な特徴を見い出すことができよう。

VI. 現行基準の問題点

(1) 理論上の問題—所有権と使用权の同質化—

現行基準 (SFAS13、IAS17、日本基準) は、経済的実質によるリース会計に立脚している。それに対して、SR と PP は、IAS17 を改定するとした場合の方向性を示すものとして発表されたものである。実際、IASB は、SR と PP をもとに IAS17 の改定作業を進めている²⁷⁾。IAS17 は、概念フレームワークによるリース

会計に改定されようとしていると見てよい。では、概念フレームワークによるリース会計からみて、現行基準にはどのような問題があるのだろうか。

経済的実質によるリース会計は、リース・オンバランス化を物件の売買と考えて処理する点に特徴がある。しかし、その論理によってレシーが認識したリース資産の性質を考えると、単純に物件の売買と同じであるというわけではない。注目しておきたいのは、現行基準におけるリース資産の償却手続である。すなわち、所有権の移転があると認められるオンバランス規準 (所有権移転規準、割安購入選択権規準) に該当する場合は、残存価値を見積もって物件の耐用年数にわたって減価償却するが、所有権の移転がないと認められるオンバランス規準 (耐用年数規準、現在価値規準) のみに該当する場合は、残存価値をゼロとしてリース期間にわたって償却する²⁸⁾。これは、リース資産の性質が違うことによるものである。

所有権の移転がある場合、レシーは、遅かれ早かれリース終了までに所有権を取得するのであるから、そのリースは、分割払いで物件を購入すること (割賦購入) と等しい。そもそも、所有権が移転する取引を賃貸借処理すること自体、誤った会計処理であるということもできるから、そのリースを売買処理することは、公正な会計慣行として当然でもある。よって、所有権の移転がある場合のリース資産は、通常の売買と同じく、物件そのものを示している。権利に還元していえば、そのリースは「所有権の売買」を行うものとして処理されるわけである。そうすると、リース資産 (所有権) は、残存価値を見積もり耐用年数にわたって減価償却しなければならないことになる。

これに対して、所有権の移転がない場合は、レシーが所有権を取得することはなく、リースが終了したら物件を返還しなければならない。よって、所有権の移転がない場合のリース資産は、権利に還元していえば、所有権ではなく使用権を示していると考えられる。つまり、そのリースは、「使用権の売買」を行うものとして処理されるわけである。そうすると、リース資産（使用権）の使用可能期間はリース期間であり、使用後の残存価額はゼロと仮定されるから、それに基づいて償却しなければならないことになる。

このように、現行基準では、所有権はもちろん使用権についても、その資産性を認めている。ただし、「使用権の売買」がオンバランス化の対象になるといっても、現行基準は経済的実質によるリース会計に立脚するものであるから、その使用権は所有権と経済的に同質化されており、「使用権の売買」を「所有権の売買」に帰着させることにこだわっていると見てよい。つまり、あくまでも所有権の資産認識を基本としながら、使用権の資産認識も条件付きで認めるという、いわば所有権と使用権の資産認識が混在する形になっているのである。

しかしながら、このような資産認識の在り方は、たとえその実態が資産の認識を混在させるものであるとしても、歴史的に見れば、使用権の資産認識が制度化された重要な契機をなしている。伝統的な会計理論（法的形式によるリース会計）によれば、継続的な使用権とそれに対する支払義務は、未履行契約に基づく権利・義務であり、それに資産性・負債性は認められないとされてきたからである。しかし、概念フレームワークとの整合性に基づいて考えれば、使用権を取得することは、将来の経済的便益を支

配することを意味するから、それだけで資産の認識をもたらす。そうすると、資産を認識するにあたって、「使用権の売買」が「所有権の売買」と経済的に等しくなければならない必然性はないことになる。そもそも、リースによる「使用」と購入による「所有」は同じであるはずがない²⁹⁾。よって、リスク・経済価値アプローチのように、「全部移転」の論理で両者の会計処理を無理やり同質化するのではなく、「一部移転」で考えて会計処理を行う方が、リースの会計的表現として適切でありうるし、また、使用権に資産性が認められることからすれば、むしろ使用権の資産認識に一本化する方が、概念フレームワークと理論的に整合する。そのため、IAS17は、所有権と使用権の資産認識をやめて、使用権中心の資産認識に一本化する方向で改定作業が行われているのである。

（2）実務上の問題－クリエイティブ・アカウントの横行－

実務上、現行基準（特に SFAS13）は有効に機能していないという現状がある³⁰⁾。すなわち、会計基準上は、リース・オンバランス化の要件と規準が明確にされているが、企業側では、それがオフバランス化のガイドラインとみなされ、どの規準にも適合しないように契約条項を工夫するなど、意図的な基準回避行動が展開されているのである。

具体的にいえば、SFAS13の場合、所有権移転規準、割安購入選択権規準、耐用年数規準、現在価値規準のいずれか1つに該当するリースは、キャピタル・リース（CL）としてオンバランス化される。4つの規準のいずれにも該当しないリースは、オペレーティング・リース（OL）としてオフバランス化される。よって、

あるリースを OL としてオフバランス化するためには、オンバランス規準のいずれにも該当しないような契約条項を構築すればよい。すなわち、所有権が移転しないことを明記し（所有権移転規準の回避）、割安購入選択権の存在を明記せず（割安購入選択権規準の回避）、リース期間が物件の耐用年数の 75%未満となるように調整し（耐用年数規準の回避）、リース料総額の現在価値が物件の公正価値の 90%未満となるように調整する（現在価値規準の回避）。そうすれば、リース・オンバランス化を回避することができるというわけである。実際、OL に分類できるように、レシーとレサーが契約条項を画策することは日常茶飯事であった³¹⁾。なかには、そのような契約条項を積極的に提供するレサーも存在したといわれている³²⁾。

もちろん、オンバランス規準を満たさないように画策されたリースであっても、結果的にそれが OL としての性質を有しているのであれば、そのリースをオフバランス化することに問題はない。しかし、オンバランス規準のループホールを巧く利用して、CL としての性質を有しながら OL であるかのごとく仮装されているのであれば、そのリースはオンバランス化して然るべきである。そのような行動は、ルール of 文に反するものではないが、ルール of 精神を損なうものであり、クリエイティブ・コンプライアンス (creative compliance) と呼ばれている。また、それを利用して意図的に会計操作を行うことは、クリエイティブ・アカウンティング (creative accounting) の問題として知られている³³⁾。リースがオフ・バランスシート・ファイナンスの代表的な手法として利用されていることは、まさにその典型例である³⁴⁾。

リースは本来、「所有」ではなく「使用」の経済性を追求する商品であるが、他方では、そのような規制回避的な商品としても利用するというわけである。

特に、量的規準（耐用年数規準の 75%、現在価値規準の 90%）については、具体的な割合が特定されているだけに、回避行動が顕著であるといわれている。例えば、現在価値規準の場合、91%であればオン、89%であればオフとして処理される。これは、所定の割合を超えるか否かによって、リスクと便益が「全部移転」するか否か（リースの経済的実質が売買なのか賃貸借なのか）を判定していることによる。しかし、ごく僅かの差でオン・オフの処理が変わってしまうことから、SR と PP は、そのような絶対的な線引き (absolute thresholds) が基準回避行動の温床となっているのであり、しかも、「全部移転」のみで判断し、「一部移転」のオンバランス化がないこと、すなわち、“all or nothing” であることが基準回避行動を助長していると結論づけた³⁵⁾。そこで、「一部移転」のオンバランス化が議論の焦点となった。すなわち、所有権の移転（全部移転）ではなく、所有権の構成要素である使用権の移転（一部移転）をもって、リースをオンバランス化することが検討されるに至ったのである。

以上のように、現行基準には、理論と実務の両面に問題がある。それを解決するために、IAS17 は、概念フレームワークによるリース会計に基づき、使用権の資産認識を中心として改定作業が行われているのである。

Ⅶ. おわりにー日本基準の課題ー

日本基準では、当事者の意図は「賃貸借」であっても、その経済的実質が「売買」と等しく

なる条件(図表1)を満たすものは、FLと判定される。そして、所有権が移転するFLは「所有権移転FL」、それ以外のFLは「所有権移転外FL」に分類されるが、どちらに分類されたとしても、それがFLと判定されたものである以上、その経済的実質が「売買」であることに変わりはない。ところが、日本基準では、所有権移転外FLについて、売買処理と賃貸借処理の両方を認めている³⁶⁾。

しかし、所有権移転外FLの賃貸借処理は、あくまでも「例外」であって、FLはすべて売買処理するのが「原則」である。それが日本基準の基本理念であるとするれば、日本基準は、SFAS13やIAS17と理論的には調和が図られているといえる。ところが、実務上は、例外法の適用が常態化しているため³⁷⁾、実務的には調和が図られていないという現状にある。そのため、日本基準の例外法は、会計基準の国際的統一(convergence)を阻害する一因と目されてきた。

そこで、企業会計基準委員会(ASBJ)は、2006年7月5日、日本基準の改定案を「試案」(リース基準案[2006a]、リース指針案[2006a])という形で発表し、同年12月27日には、それを「公開草案」(リース基準案[2006b]、リース指針案[2006b])に格上げして発表した³⁸⁾。いずれも、例外法の廃止を目的とするものであり、経済的実質によるリース会計を徹底するものであると見てよい。これに対して、IASBは、SRとPPをもとにIAS17を改定し、OLのオンバランス化を検討している。現在の経済的実質によるリース会計から、概念フレームワークによるリース会計に移行しようとしているのである。それに比べると、ASBJは、例外法の廃止を検討している段

階であるため、国際的な動向に対して「周回遅れ」の状態にあると見られる。

例外法を廃止して、経済的実質によるリース会計を徹底することができれば、日本基準は現状において国際的に調和したものとなるだろう³⁹⁾。ただし、それは「周回遅れ」を取り戻しただけであって、日本がリース会計基準の先進国になることを意味するわけではない。日本が世界をリードするリース会計基準をもつためには、そもそも経済的実質によるリース会計がリースの会計的表現として相応しいかどうかを検討する必要があるだろう。

その素材を提供しているのがSRとPPである。PPでは、契約の内容(具体的には契約料)を構成要素アプローチに基づいて分解し、構成要素ごとに別々の会計処理を行うことが提案されているが、日本のリース(特に所有権移転外FL)の特質が、「諸外国のファイナンス・リースと異なり賃貸借性が強く、単なる割賦売買や金融ではない」⁴⁰⁾こと、また、「米国では、リース料は物件代金と金利で構成されるが、我が国ではリース料は物件の使用料であり、複合的なサービスの対価である」⁴¹⁾ことにあるとすれば、よりいっそう構成要素アプローチを適用することの意義が際立ってくる。

もちろん、リースに構成要素アプローチを適用することに問題がないわけではない。実務上の問題として、構成要素の存続と消滅をいつどのように認識するのかという問題がある。また、今日のリースは、レッサーの商品設計上、レシーの多様なニーズに合わせて各種のサービス要素が複雑にパッケージ化されており、それらが渾然一体となったリース料を構成要素に分解することが実際に可能かどうかという問題も残される。しかし、日本の業界で「リース取引が

賃貸借を中核としサービスやファイナンスなどの要素をも包含した複合取引である」⁴²⁾と認識されているのであれば、そのような認識をもつ日本の業界においてこそ、有意味な解決策を考え出すことができるのではないか。SR と PP の提案を前向きに検討し、日本独自の視点からその適用可能性を高めていくこともまた、IASB への貢献をなすものであり、日本基準のアイデンティティを国際社会に発信することにつながるであろう。

<引用文献>

- M. P. Bohan [1980] , “Accounting Developments : New Directions in Lease Accounting,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Spring.
- CAP [1949] , *ARB No.38 : Disclosure of Long-Term Leases in Financial Statements of Lessees*, AIA.
- R. Dieter & A. R. Wyatt [1980] , “Get it off the Balance Sheet !,” *Financial Executive*, January.
- FASB [1976] , *SFAS No.13 : Accounting for Leases*, FASB (日本公認会計士協会国際委員会会訳『米国 FASB 財務会計基準書リース会計・セグメント会計他』同文館、1985年) .
- FASB [1985] , *SFAC No.6 : Elements of Financial Statements (a replacement of FASB Concepts Statement No.3 – incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No.2)* , FASB (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年) .
- I. Griffiths [1995] , *New Creative Accounting : How to make your profits what you want them to be*, Macmillan Press (近田典行・鈴木裕明訳『クリエイティブアカウンティング』東洋経済新報社、2001年) .
- IASB [2003] , *IAS No.17 : Leases*, IASB.
- IASC [1989] , *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- W. McGregor, ed. [1996] , *Financial Accounting Series, Special Report : Accounting for Leases : A New Approach – Recognition by Lessees of Assets and Liabilities Arising under Lease Contracts –*, FASB.
- J. H. Myers [1962] , *ARS No.4 : Reporting of Leases in Financial Statements*, AICPA (松尾憲橋監訳・古藤三郎訳『アメリカ公認会計士協会 リース会計』同文館、1973年) .
- H. Nailor & A. Lennard [2000] , *G 4 + 1 Position Paper : Leases : Implementation of a New Approach*, IASC.
- D. Palmon & M. Kwatinetz [1980] , “The Significant Role Interpretation Plays in the Implementation of SFAS No.13,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Spring.
- 幾代通・広中俊雄編 [1996] 『新版注釈民法 (15) 債権 (6) 増補版』有斐閣。
- 石井明 [2005] 「リース測定論の考察ーリース会計における公正価値導入理論ー」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第4巻第1号。
- 荻原正佳 [2000] 「リース会計に関する G 4 + 1 のポジション・ペーパーについてーすべてのリースの資産計上を提案ー」『JICPA ジャーナル』第12巻第10号。
- 加藤久明 [1997a] 「リース会計をめぐる規範

- 形成と企業行動」『立命館経営学』第35巻第5号。
- 加藤久明 [1997b] 「リース会計基準設定をめぐる論点—SFAS No.13の公開草案に対するコメント・レターの分析—」『立命館経営学』第36巻第3号。
- 加藤久明 [1999] 「リース資本化論争の歴史的展開とSFAS No.13の位置づけ—その論理構成を中心として—」『立命館経営学』第38巻第2号。
- 加藤久明 [2002] 「リース会計における最近の動向とその展開」『会計』第162巻第2号。
- 加藤久明 [2003a] 「リース会計基準の改定をめぐる論点整理—G4+1のポジション・ペーパーを中心として—」『会計』第164巻第5号。
- 加藤久明 [2003b] 「リース・オンバランス化論の再構築—G4+1のポジション・ペーパーを中心として—」『大阪経大論集』第54巻第4号。
- 加藤久明 [2006] 「リース会計基準の『試案』と業界の反応」『企業会計』第58巻第12号。
- 小賀坂敦 [2006] 「試案『リース取引に関する会計基準(案)』及び試案『リース取引に関する会計基準の適用指針(案)』について」『JICPAジャーナル』第18巻第9号。
- 小賀坂敦 [2007] 「公開草案『リース取引に関する会計基準(案)』等について」『企業会計』第59巻第3号。
- 澤邊紀生 [1998] 『国際金融規制と会計制度』晃洋書房。
- 澤邊紀生 [2005] 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 茅根聡 [1997] 「リース会計基準の国際的調和への新たなアプローチ—FASBリース会計報告書の意義と課題—」『会計』第151巻第6号。
- 茅根聡 [2001a] 「リース会計の再編問題めぐって—G4+1ポジション・ペーパーの提案を中心に—」『税経通信』第56巻第10号。
- 茅根聡 [2001b] 「リース会計基準をめぐる国際的動向—G4+1ポジション・ペーパーのアプローチを中心に—」『月刊リース』第30巻第9号。
- 茅根聡 [2002] 「リース会計基準の行方—G4+1ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて—」『会計』第161巻第1号。
- 茅根聡 [2006a] 「リース会計基準の国際的動向とわが国基準改定の意味」『リース研究』第2号。
- 茅根聡 [2006b] 「リース会計基準試案の特徴と課題—国際的動向を踏まえて—」『企業会計』第58巻第12号。
- 湯川喜雄 [2006] 「試案『リース取引に関する会計基準(案)』及び試案『リース取引に関する会計基準の適用指針(案)』の解説」『企業会計』第58巻第10号。
- リース意見書 [1993] 「リース取引に係る会計基準に関する意見書」企業会計審議会。
- リース基準案 [2006a] 「試案 リース取引に関する会計基準(案)」企業会計基準委員会。
- リース基準案 [2006b] 「企業会計基準公開草案第17号 リース取引に関する会計基準(案)」企業会計基準委員会。
- リース事業協会 [2005] 「リース会計基準に関する検討について(検討状況の報告)」(リース事業協会のホームページ <http://www.leasing.or.jp>)。
- リース事業協会編集部 [2001] 「『G4+1ポジション・ペーパー』の概要」『月刊リース』

第 30 卷第 9 号。

リース指針案 [2006a]「試案 リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)」企業会計基準委員会。

リース指針案 [2006b]「企業会計基準適用指針公開草案第 21 号 リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)」企業会計基準委員会。

リース実務指針 [1994]「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」日本公認会計士協会。

リース中間報告 [2004]「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」企業会計基準委員会。

リース通達 [1978]「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」(昭和 53 年 7 月 20 日、直法 2-19、直所 3-25)。

リース通達 [1988]「リース期間が法定耐用年数より長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」(昭和 63 年 3 月 30 日、直法 2-7、直所 3-7、査調 4-5)。

注

1) 幾代通・広中俊雄編 [1996 : 224-225 頁]。同時履行の抗弁権とは、当事者の一方は、相手方が債務を履行するまで、自己の債務の履行を拒むことができるとするものである (民法第 533 条)。この履行の拒絶権は、相手方に請求権が存在することを前提としながら、その請求権の行使を阻止できるところに特徴があり、双務契約一般に対して認められる。

2) リース実務指針 [1994 : 二]。

3) 耐用年数規準と現在価値規準について、量的割合 (75%、90%) を特定しているのは日本基準と SFAS13 であるが、「75%」と「90%」を必然とするものの根拠は必ずしも明らかにされていない。そのため、SFAS13 の設定過程では、その量的割合は明確な根拠をもたない専断的 (arbitrary) なものであるとのコメントが多数寄せられている (加藤久明 [1997b])。経済的実質によるリース会計を是とするならば、「75%」と「90%」の根拠を明確にする必要があるだろう。

ちなみに、IAS17 では、具体的な割合を特定せず、「大部分」(major part)、「概ね一致」(substantially all) と表現するにとどめているが (IASB [2003 : par.10])、もちろんそれに問題がないわけではない。理論上はそれでよいとしても、実務上の判断は多様になりうるからである。

4) G4+1 は、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定主体に加えて、オブザーバーとして参加する国際会計基準委員会 (IASB) で構成されるワーキング・グループである。現在、G4+1 は、IASB から IASB への改組に伴って活動を停止している。

5) W.McGregor, ed. [1996 : pp.15-16]。SR の概要については、加藤久明 [2002] [2003b] を参照。また、SR の意義と課題については、茅根聡 [1997] を参照。

6) IASC [1989 : par.49(a)(b)]。

7) 衡平的義務 (equitable obligation) とは、「不文法または制定法から生じるのではなく、倫理的または道徳的制約から生じる」ものである。推定的義務 (constructive obligation) とは、「他の実体との契約によって結ばれたり政府によって課せられたりするのではなく、ある特定の状態における事実から生み出され、推定され、解釈される」ものである (FASB [1985 : par.40])。なお、SR では触れていないが、IASB (現在は IASB) の概念フレームワークでは、「義務は、通常、資産を引き渡したとき、あるいは、企業が資産を取得するために解約不能な契約を締結したときのみ生じる」(IASB [1989 : par.61]) と付言している。

8) IASC [1989 : par.83]。

9) W.McGregor, ed. [1996 : pp.16-18]。

10) リースをオンバランス化する場合、ノンキャンセル要件の充足が必要であることについては、現行基準も SR も同じである。しかし、現行基準の論理は、「物件の売買」(フルペイアウト要件の充足が必要) であるから、その金額は物件の購入価額に相当することが予定されている。これに対して、SR の論理は、「使用権の売買」(フルペイアウト要件の充足が不要) であり、使用権は所有権の一部であるから、その金額は物件の購入価額の一部でも構わない。よって、オンバランス化の金額は、前者よりも後者の方が少なくなりうる。もちろん、ノンキャンセル要件とフルペイアウト要件を同時に充足するリースは、SR でも当然にオンバランス化されるが、その場合には、現行基準と SR でオンバランス化の金額は同じとなる。

11) PP の概要については、荻原正佳 [2000]、茅根聡 [2001a] [2001b] [2002]、リース事業協会編集部 [2001]、加藤久明 [2003a] [2003b] を参照。なお、PP におけるオプション要素の認識・測定については、石井明 [2005] に詳しい。

12) H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.4.10, 4D]。

- 13) H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.8.6-8.12, 8A, 9A-9B]。
 14) 茅根聡 [2002 : 21 頁]。
 15) FASB [1976 : pars.5f, 5j, 10]、リース実務指針 [1994 : 二、三]、IASB [2003 : pars.4, 20]。
 16) H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.2.37, 2.39, 2A]。テイク・オア・ペイ契約 (take-or-pay contract) とは、販売者は購入者に財またはサービスを安定的に供給することを約し、購入者はその引取りをしなくても販売者に一定の金額を支払うことを約する契約である。
 17) H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.2.41, 2B, 3.5]。
 18) H. Nailor & A. Lennard [2000 : par.2.41]。
 19) ただし、何のペナルティもなく随時解約可能な場合は、解約不能部分とペナルティ部分の金額は共にゼロであるから、資産・負債の原初認識額もゼロであり、結果的にオンバランス化は不要ということになる。
 20) H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.4.27-4.46]。
 21) H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.4.9, 4B]。
 22) H. Nailor & A. Lennard [2000 : par.4.28]。
 23) 詳しくは、加藤久明 [1999] を参照。
 24) その理由については、加藤久明 [1997a] を参照。
 25) M. P. Bohan [1980 : p.265]。
 26) H. Nailor & A. Lennard [2000 : Ch.14]。
 27) 最新の IASB の検討状況は、茅根聡 [2006a] を参照。
 28) FASB [1976 : par.11]、リース実務指針 [1994 : 三 1(5)、三 2(5)]、IASB [2003 : pars.27-28]。
 SFAS13 では、所有権の移転がないと認められる場合でも、残存価額があればそれを見積もって償却するとしているが (FASB [1976 : par.11b])、残存価額は所有権に付随して発生するものであるから、所有権の移転がない場合に残存価額があることは、通常のケースでは考えられない。そのため、所有権の移転がない場合の残存価額は、レシーがそれを保証しているような特殊な場合を除き、一般的にはゼロと仮定される。また、IAS17 では、所有権の移転がないと認められる場合、物件の耐用年数とリース期間のいずれか短い方を償却期間とすることになっているが (IASB [2003 : pars.27-28])、レバレッジド・リースのような特殊なケースを除けば、レシーが物件の耐用年数よりも長いリース期間で契約を締結することは、通常考えられない。
 なお、特別仕様規準を満たす場合について、IAS17 では、所有権移転の合理的確実性をもって所有権移転の有無を判断することになっているが、日本基準では、ほぼ自動的に所有権の移転があるものとみなされる点に留意する必要がある。これには、税法との整合性を重んじるといふ日本の会計制度に

特有の事情がある。すなわち、日本基準の設定当時 (1993 年、1994 年)、税法は、昭和 53 年と昭和 63 年の個別通達 (リース通達 [1978]、リース通達 [1988]) をもって、リースを売買または金融として処理する旨を規定していた。昭和 53 年通達には、リースの売買処理規準の一つとして特別仕様規準がすでに存在していたので、日本基準が設定されたときには、それとの整合性を図るために、特別仕様規準がオンバランス規準に含められたという経緯がある。そのため、日本基準の特別仕様規準は、税務上の取扱いを想定したものであり、その詳しい判断も、税務上の取扱いに従うことになっている (リース実務指針 [1994 : 「解説」二 2])。

ちなみに、昭和 53 年通達の特別仕様規準は、その後、一部修正の上で法人税法施行令 136 条の 3、法人税基本通達 12 の 5-2-3 に明文化されている。それによれば、機械装置等のリースが特別仕様規準を満たす場合、レシーは、リース終了後にその物件の返還を受けても、他に賃貸または譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて特定のレシーにおいてのみ使用されると認められることから、それはもはや賃貸借ではなく売買に等しく、したがって、売買処理するのが相当であるとの解釈が示されている。つまり、特別仕様規準を満たすリースは、所有権移転規準や割安購入選択権規準を満たすリースほど明確な形で所有権の移転が生じるわけではないが、それに準じて扱うのが相当であるというわけである。

- 29) H. Nailor & A. Lennard [2000 : par.1.13]。
 30) W. McGregor, ed. [1996 : pp.3-4, 9-12]。
 31) R. Dieter & A. R. Wyatt [1980 : p.44]。
 32) D. Palmon & M. Kwatinetz [1980 : p.220]。
 33) 詳しくは、澤邊紀生 [1998 : 174-175 頁] [2005 : 166-172 頁] を参照。
 34) I. Griffiths [1995 : Ch.10]。
 35) W. McGregor, ed. [1996 : pp.9, 13]、H. Nailor & A. Lennard [2000 : pars.1.5-1.6]。
 36) リース意見書 [1993 : 三 1]。
 37) リース中間報告 [2004 : 2(2)]。
 38) 「試案」の概要については、加藤久明 [2006]、小賀坂敦 [2006]、茅根聡 [2006b]、湯川喜雄 [2006] を参照。また、「公開草案」の概要については、小賀坂敦 [2007] を参照。
 39) 本稿の脱稿後、新しいリース会計基準 (企業会計基準第 13 号、企業会計基準適用指針第 16 号) が設定されるに至った。新基準の内容は、「試案」及び「公開草案」と実質的に異なるものではない。詳しくは、稿を改めて検討することにする。
 40) リース中間報告 [2004 : 3(2)1]。
 41) リース中間報告 [2004 : 3(2)1]。
 42) リース事業協会 [2005 : 6 頁]。

(2007 年 3 月 15 日脱稿)